

## 社会福祉法人緑寿会役員及び評議員の報酬等規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑寿会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

### (役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員及び評議員については、法人業務を行う場合にこの規程第6条において定める報酬を支給し、合わせて旅費に対して社会福祉法人緑寿会役員旅費支弁基準に基づき、慶弔に対して社会福祉法人緑寿会役員及び職員の慶弔基準に基づき支給する。ただし、交通費の実費が社会福祉法人緑寿会役員旅費支弁基準の旅費支弁額を超える場合には、社会福祉法人緑寿会職員等の旅費規程に基づき、旅費を支払う。この場合、社会福祉法人緑寿会役員旅費支弁基準の旅費支弁は行わない。
- (2) 常勤役員については、法人業務を含むすべての業務に対する報酬について、職員としての給与及び退職手当により支給する。また、旅費に対して社会福祉法人緑寿会職員等の旅費規程に基づき、慶弔に対して社会福祉法人緑寿会役員及び職員の慶弔基準に基づき支給する。なお、前号に記載の報酬及び旅費は支給しない。

### (法人業務)

第4条 この規程において、法人業務とは、理事会、評議員会及びその他会議への出席、監事監査への出席、辞令交付、採用面接、月次試算表検印、課題打合せなどへの出席である。

### (役員等の報酬等の総額)

第5条 役員に対する報酬等の各年度の総額は16,000,000円を超えない範囲とする。

(非常勤役員及び評議員の報酬等及び支給方法)

- 第6条 非常勤役員及び評議員の報酬は法人業務としての出席1回につき、1万円支給する。報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
2. 非常勤役員は、報酬及び旅費についてその都度、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。
  3. 評議員は、法人業務としての出席の都度、報酬と旅費を合計して現金により支給する。

(常勤役員の給与及び退職手当の金額と支給方法)

- 第7条 常勤役員について、給与は社会福祉法人緑寿会職員の給与規程及び社会福祉法人緑寿会定年退職者再雇用規程に基づき給与額を定め、退職手当は社会福祉法人緑寿会職員の退職金規程に基づき退職金額を定める。
2. 常勤役員の3月末時点の年齢が、60歳以下の場合年間給与額の上限を750万円、61歳以上65歳以下の場合年間給与額の上限を550万円、66歳以上の場合年間給与額の上限を350万円とする。
  3. 支給方法は、給与については社会福祉法人緑寿会職員の給与規程及び社会福祉法人緑寿会定年退職者再雇用規程、退職手当については社会福祉法人緑寿会職員の退職金規程に基づき支給する。

(公 表)

- 第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める書類として公表するものとする。

(改 廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。